

## [事案 2023-74] 新契約無効請求

- ・令和 6 年 1 月 24 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約内容を誤信していたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 24 年 5 月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)利殖有利な保険に加入するよう勧誘され、特約付きの本契約に誘導されて契約した。資産形成目的であったため、利殖が望めない保険には加入するつもりは全くなかった。
- (2)募集人は商品パンフレット等も持たず、故意とも思える売込活動があった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対し、申込書の控えのみならず、設計書や注意喚起情報、ご契約のしおり、約款を交付しており、申込書には受領印が押印されている。
- (2)申立人が、払込保険料よりも満期保険金等の額が上回ると誤認していたとは考えられない。契約内容は設計書等で容易に確認可能であった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。